重要事項説明書

（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）

＊事業所名＊

倉敷医療生活協同組合玉島協同病院

所在地：〒713-8123　　倉敷市玉島柏島5209番1

電話番号：086-523-1234（代）

FAX：086-525-0559

管理責任者：進藤　真

1．通所リハビリテーション事業の目的・運営方針

要介護状態・要支援状態となった方が可能な限り居宅で、その方の有する能力に応じ自立した日常生活が出来るよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の予防・維持回復を図ります。

2．対象者

介護保険の要支援1～2・要介護1～5と認定を受けた方です。

3．利用定員・事業従事者

①利用定員　　1単位32名

②事業従事者　医師（　）名以上　看護職員（　）名以上　介護職員（　）名以上

理学療法士もしくは作業療法士（　）名以上　　管理栄養士（　）名以上

4．営業日

営業日　　月～土曜日（日、年末年始12/30～1/3を除く）

営業時間　　8：30～17：00

サービス提供時間　　9：00～16：30

5．営業実施地域

倉敷市・浅口市地域

6．利用料

通所リハビリテーションが介護保険の適応を受ける場合、原則として介護サービス費の1割をご負担していただきます。（別紙参照）

7．利用料金のお支払について

お支払いは、出来るだけ月払いでお願いします。

利用料金は月末締めで計算し、翌月中旬に請求書をお渡しします。

医事の会計または通所職員へお支払いください。

8. 運営上の重要事項

①通所リハビリテーション計画書・リハビリマネジメント計画書（対象者）・栄養改善計画書（対象者）・介護予防リハビリ計画書を作成し利用者・ご家族の同意を得るとともに交付します。

②従業者は業務上知りえた、利用者又は家族の秘密を保持します。
サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合があります。あらかじめ同意をお願いします。

③当事業所の計画・財務内容に関する資料・サービス提供記録について希望すれば閲覧・開示することができます。

④衛生管理はレジオネラ症等の感染防止対策を、基準を設けて実施しています。

9. サービス内容

①リハビリテーション
利用者の心身の機能の予防・維持回復をはかり、日常生活が自立できるよう個別の能力に応じた機能訓練を行います。楽しく訓練できるレクリエーションを行っています。また、別に該当される方には、利用者の同意の元に、短期集中リハビリテーションを理学療法士、もしくは作業療法士が実施します。

②食事・栄養改善
玉島協同病院の栄養科（厨房）で、利用者の身体状況等を考慮しながら適切な食事内容を提供します。また栄養改善を必要とされる利用者様には、管理栄養士が看護・介護職員等と協同して栄養ケア計画を作成して利用者の同意の元に、援助・指導をおこないます。

③送迎
自宅までの送迎を、希望される方に自宅まで同意の元に行います。

④入浴
入浴を希望される方には、同意の元に、身体状況を考慮して普通浴、特別浴を選択して行います。

⑤身体介護
通所リハビリテーション利用中に必要な介護、食事・排泄・移動等を行います。

⑥口腔衛生サービス
ご自分でいつまでもおいしく食事ができ、病気の予防のため口腔内を清潔に保てるように援助・指導を行います。

10. 緊急時・非常災害時・事故発生時の対応

①緊急時の対応

通所リハビリテーション利用中に、病状が急変した場合は速やかに主治医へ連絡し、適切な処置・対応をすると共に、ご家族・担当ケアマネージャーに連絡致します。

②非常災害時

非常災害に関する具体的計画に基づき対応いたします。なお、非常災害に備え、定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行います。

③事故発生時の対応

事故発生時には、必要な措置を講ずると共にご家族・担当ケアマネージャーに連絡致します。利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 相談・苦情申立先

当施設	窓口担当者　　鳥羽　ゆかり ご利用日時:8:30～17:00・日曜日を除く毎日（但し、12月30日から1月3日　休み） ご利用方法:電話（086-523-1234）・事業所での対面・郵便 FAX（086-525-0559） メールアドレス　tamakyodo@mx1.tamatele.ne.jp
苦情措置の概要	① 苦情処理に当たっては、常に利用者様の立場に立って対応します。 ② 相談苦情があった場合は、責任者がご本人・家族と面談又はご自宅を訪問し誠意を持って対処します。 ③ 利用者の申し出があれば、他の事業者への紹介を行います。
苦情申立機関	倉敷市役所介護保険課　　電話（086-426-3343） 岡山県国民健康保険団体連合会　電話（086-223-8811） 浅口市役所健康福祉部高齢者支援課　電話（0865-44-7113）

12. ご利用にあたっての留意事項・持参する物など

①服装は、運動のしやすいものでお願いします。

②入浴サービスご利用の場合は、小タオル2枚・バスタオル1枚・着替えと洗濯物入れの袋のご用意をお願いします。（持ち物には名前をお書きください）

③常備薬がありましたらご持参ください。

④オムツ着用の方は必要枚数をご持参ください。希望がありましたら事務所からも提供できます。その場合は別途実費をいただきます。

⑤その他、口腔ケアを行うための歯ブラシをご持参ください。

⑥他の利用者が、適切なサービス提供を受ける為の権利、機会等を侵害する様な行為がある場合にはご利用を中止させていただくことがあります。

⑦事業所の施設・設備の使用にあたり本来の用途に従い適切に使用していただきます。

⑧その他事業所の規則等を遵守していただきます。
⑨初回、利用時に健康保険証等被保険証・介護保険証・健康手帳の提示をお願いします。

13.虐待防止に関する事項

「高齢者虐待防止法」の趣旨・内容を踏まえ虐待の防止に努めます。

① 当該事業所における虐待防止のための対策は、倉敷医療生活協同組合「介護現場における虐待の防止のための指針」に基づき、虐待などを防止するための対策を検討することを目的として虐待防止検討委員会を設置します。

② 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を置きます。

当該事業所は玉島協同病院関連事業所群の管理者を専任担当者とします。

③ 虐待防止のための研修を定期的に実施します。

④ 虐待（虐待の疑いを含む）等が発生した場合は、速やかに市や高齢者支援センターへ通報・相談し、対応策並びに再発を防止できるように努めます。

14. ハラスメントに関する事項

当事業所は、倉敷医療生活協同組合が定める「ハラスメント防止対策規程」及び玉島協同病院関連事業所群が定める「カスタマーハラスメントに対する基本方針」に基づき、職員等が働きやすい環境づくりを目指します。

15. 事業継続に向けた取り組み

当該事業所において、利用者に対するサービス提供を継続的に行うため、災害・感染症等発生した場合、玉島協同病院関連事業所群で定める事業継続計画並びに事業継続計画（感染症対応）に基づき対応します。

2026.8月